



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出(村づくり計画課) 1
- 民有保安林の指定の解除の予定(森林管理課) 1
- 民有保安林の指定の解除の予定通知に係る森林所有者不明等の要旨(森林管理課) 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅(水産課) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(中小企業支援課) 2
- 事後調査報告書の縦覧(道路街路課) 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件(建築指導課) 3

人事委員会事項

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則 4
- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4

選挙管理委員会事項

- 衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨 5

告 示

沖縄県告示第324号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり糸満市伊原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
上原善孝	糸満市字伊原480番地
玉城盛徳	糸満市字伊原635番地
玉城広勇	糸満市字伊原155番地の3
山城学	糸満市字兼城508番地の2
大田富士雄	糸満市字米須81番地

沖縄県告示第325号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 中頭郡北中城村字渡口下原457番(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第326号

令和元年沖縄県告示第325号(民有保安林の指定の解除の予定)で森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定による保安林の指定の解除をする予定であると告示した保安林について、同法第30条の2第1項の規定により通知すべき相手方が知れないため、同法第189条の規定により北中城村役場の掲示場に通知を掲示した。その要旨は、次のとおりである。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 通知すべき相手方 中頭郡北中城村字渡口下原457番の森林所有者
- 2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由 令和元年沖縄県告示第325号のとおり
- 3 その他 令和元年沖縄県告示第325号の内容に異議があるときは、その告示の日から30日以内に沖縄県知事に、意見書を提出することができる。

沖縄県告示第327号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第464号で同意の認定をした伊是名加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 法第8条第1項の規定による北中城村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和元年9月6日から同年10月6日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕

- (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 伊良部大橋橋梁整備事業
- (2) 種類 道路の新設及び改築の事業
- (3) 規模 平良下地島空港線の海上部及び取付道路部の延長約6,500メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 宮古島市
- 4 事後調査の実施期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所
- ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
- イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769
- ウ 宮古島市総合案内隣縦覧コーナー（平良庁舎） 宮古島市平良字西里186番地 電話番号0980-72-3751
- エ 宮古島市建設部道路建設課（下地庁舎） 宮古島市下地字上地472番地39 電話番号0980-76-6986
- オ 宮古島市伊良部支所地域づくり課（伊良部庁舎） 宮古島市伊良部字長浜1296番地 電話番号0980-78-6250
- (2) 期間 令和元年9月6日から同年10月7日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
- (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
- (2) 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月29日 沖縄県指令土第674号、平成30年11月30日 沖縄県指令土第869号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市伊祖五丁目637番ほか10筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 種類 道路
- (2) 位置及び区域 次の図のとおり
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市牧港三丁目39番11号 株式会社大成ホーム 代表取締役 喜名景太
- 5 検査済証番号 令和元年8月23日 第4578号
- 6 工事完了年月日 令和元年7月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年9月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月9日 沖縄県指令土第753号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波675番4及び675番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字後原466番地3シャトーS・K302号 知念朋子

5 検査済証番号 令和元年8月26日 第4579号

6 工事完了年月日 令和元年8月9日

人事委員会事項

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月6日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第17号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「(日本工業規格A4)」を削る。
(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第2条 職員団体の登録等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第10号様式までの規定中「(日本工業規格A4)」を削る。
(沖縄県職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部改正)

第3条 沖縄県職員の退職手当に関する条例第20条第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則(平成22年沖縄県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第6号様式までの規定中「(日本工業規格A4)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月6日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第18号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中 「

選挙管理委員会事務局	局長
------------	----

」を

「

選挙管理委員会事務局	局長 主幹
------------	-------

」に改め、同表豊見城市の項中「部長 参事監 会計管理者」を「政策調整監 部長 参事監 会計管理者」に改め、同表北谷町の項中「室長」を「室長 館長」に改め、同表伊平屋村の項、久米島町の項及び多良間村の項中 「

教育長 課長

」を

「

課長

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成31年4月21日執行の衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

令和元年9月6日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年4月21日執行衆議院沖縄県第3区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,819,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	屋良朝博	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成31年3月29日から 平成31年4月30日まで 第1回分
出納責任者氏名	國仲昌二				

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	915,900 円
自由党沖縄県第3区	政党支部	900,000 円	家 屋 費	469,136 円
総支部			選挙事務所費	384,842 円
屋良朝博後援会	政治団体	2,000,000 円	集合会場費	84,294 円
稲嶺盛昌	会社役員	50,000 円	通 信 費	16,262 円
大山朝弘	無職	100,000 円	交 通 費	195,030 円
久保博夫	会社役員	50,000 円	印 刷 費	2,453,004 円
知花千賀子	無職	30,000 円	広 告 費	587,697 円
池田洋子	無職	50,000 円	文 具 費	13,183 円
浅子かおい	無職	30,000 円	食 糧 費	37,584 円
宮城達	会社役員	50,000 円	休 泊 費	6,550 円
吉本政矩	会社役員	50,000 円	雑 費	187,962 円
その他の寄附	58 件	537,000 円	今 回 計	4,882,308 円
その他の収入		0 円	前 回 計	0 円
今 回 計		3,847,000 円	総 計	4,882,308 円
前 回 計		0 円		
総 計		3,847,000 円		

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	476,000 円
	ポスターの作成	1,164,400 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,481,585 円

報告書受理年月日	令和元年5月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	島尻安伊子	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成31年3月9日から 平成31年4月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	宮城一郎				

収 入

主たる寄附

氏名 （団体名）	（職 業）	（寄附額）
自由民主党沖縄県 第三選挙区支部	政党支部	15,000,000 円

その他の寄付 0 件 0 円

その他の収入 0 円

今 回 計 15,000,000 円

前 回 計 0 円

総 計 15,000,000 円

支 出

人 件 費	1,188,000 円
家 屋 費	2,384,395 円
選挙事務所費	2,270,295 円
集会会場費	114,100 円
通 信 費	340,758 円
交 通 費	27,755 円
印 刷 費	1,909,550 円
広 告 費	716,541 円
文 具 費	293,212 円
食 糧 費	194,118 円
休 泊 費	30,000 円
雑 費	904,656 円

今 回 計 7,988,985 円

前 回 計 0 円

総 計 7,988,985 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	269,850 円
	ビラの作成	475,300 円
	ポスターの作成	1,164,400 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,480,885 円

報告書受理年月日	令和元年5月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---